

海老名市三世代同居支援リフォーム助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内の三世代家族の増加を推進するとともに、本市の持続的な発展のために欠かせない子育て世代の定住促進を図ることを目的として、三世代同居している、又は新たに三世代同居しようとする者が、市内施工業者を利用して所有する住宅に行うリフォームに対し、予算の範囲内において、海老名市三世代同居支援リフォーム助成金を交付することについて、海老名市補助金等の交付に関する規則（昭和58年規則第12号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 親 子の1親等の直系尊属をいう。
- (2) 子 親の1親等の直系卑属をいう。
- (3) 孫 前号の子の1親等の直系卑属（出生予定であることが母子健康手帳等で確認でき、出生後に同居する予定の者を含む。）をいう。
- (4) 三世代同居 親、子及び申請年度の末日において、満22歳以下の孫が同一の住所及び住宅に居住することをいう。
- (5) 住宅 三世代同居の用に供し、市内に存する建築物で、かつ、違法建築でないものをいう。ただし、マンション等の共同住宅の場合は専有部分のみを、併用住宅の場合は住宅部分のみをいう。
- (6) 施工業者 市内に本社（本店）を有する法人又は市内に住所を有する個人で、かつ、事前に市長にリフォーム取扱事業者の届出をし、別表に掲げる対象工事を施工するものをいう。
- (7) リフォーム 住宅の機能の維持及び向上のために行う補修及び設備改善等の別表に掲げる対象工事（市で実施している他の助成制度の対象となる工事を

除く。)で、工事金額が10万円以上(消費税及び地方消費税相当額を除く。)のものをいう。

(助成対象者)

第3条 この助成金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 三世帯同居している、又は新たに三世帯同居しようとする者で、かつ、申請時において住宅の所有権を有し、リフォーム契約者である者
- (2) 市内施工業者に住宅のリフォームを行わせる者
- (3) 三世帯同居する者全員が過去にこの助成金の交付を受けたことのない者で、かつ、市税等の滞納のない者
- (4) 過去に海老名市空き家活用促進リフォーム助成金、又は海老名市住宅取得支援事業補助金の交付を受けたことのない者

2 前項第1号の新たに三世帯同居しようとする者については、実績報告の日までにリフォームを行った住宅に三世帯同居しなければならない。

3 第1項第1号の住宅の所有権を有し、リフォーム契約者である者が、単身赴任等の理由でリフォームを行った住宅に住所を有することが困難なときは、市長が審査の上、交付の可否を決定する。

(助成金の額)

第4条 住宅1棟につき対象工事金額の2分の1、上限を20万円とする。

2 過去に海老名市住宅リフォーム助成金又は海老名商工会議所が実施する魅力ある住宅づくり支援リフォーム助成金の交付を受けたことがある者に係る助成金の上限金額は、前項に規定する上限額から既に受けた海老名市住宅リフォーム助成金又は海老名商工会議所が実施する魅力ある住宅づくり支援リフォーム助成金の額を控除した額を上限額とする。

(助成対象者の募集)

第5条 市長は、助成を受けようとする者(以下「申請者」という。)を募集し、先着順により助成対象者を決定するものとする。

2 前項の規定による募集の期間は、年度の中で別に定める。

(交付申請)

第6条 申請者は、リフォーム着手前に三世代同居支援リフォーム助成金交付申請書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 住宅のリフォームに係る見積書の写し
- (2) 建築確認申請書の写し等（建築基準法に定める建築確認が必要なリフォームに限る。）
- (3) 施工前の住宅の写真及びリフォーム部分の写真
- (4) 三世代同居する全員の住民票の写し
- (5) 三世代同居する全員の記載がある戸籍謄本
- (6) 住宅の不動産登記事項証明書
- (7) 三世代同居する全員の納税証明書
- (8) リフォーム工事等に係る所有者の同意が得られたことを証する書類（申請者の他に所有者がいる場合に限る。）
- (9) 三世代同居する孫が出産予定の子どものみ場合は、当該孫の母子健康手帳の写し又は出産予定であることがわかる書類
- (10) 他の助成制度を利用している場合は、その関係書類
- (11) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、第1項各号に掲げる書類により証明すべき事実を他の書類等によって確認することができるときは、当該書類の添付を省略させることができる。

(交付決定)

第7条 市長は、前条第1項の規定による助成金の交付申請があったときは、その内容を審査し、助成金交付の可否について、三世代同居支援リフォーム助成金交付・不交付決定通知書により申請者に通知するものとする。

(権利譲渡の禁止)

第8条 前条の規定による助成金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、助成金を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(計画変更又は中止)

第9条 交付決定者は、当該決定を受けた後において、事業計画を変更又は中止しようとするときは、三世代同居支援リフォーム変更・中止承認申請書に必要な書類を添えて市長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りではない。

2 市長は、前項の規定による事業計画の変更又は中止の承認の申請があったときは、その内容を審査し、承認の可否について、三世代同居支援リフォーム変更・中止承認通知書により交付決定者に通知するものとする。

(実績報告)

第10条 交付決定者は、該当するリフォームの完了後速やかに、三世代同居支援リフォーム助成金実績報告書に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) リフォームに係る費用の支払いを証する書類（領収書等）

(2) リフォームを行った部分の施工中及び施工後の写真

(3) 第3条第2項の規定に該当する場合、三世代同居したことを証する書類
(住民票等)

(4) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、第1項に掲げる書類により証明すべき事実を他の書類等によって確認することができるときは、前項各号に規定する書類の添付を省略させることができる。

3 市長が必要と認める場合は、リフォームの状況について実地等調査を行うことができる。

(助成金額の確定)

第11条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、速やかに審査及び完了検査を行い、適当であると認めるときは、助成金額を確定するものとする。

2 市長は、前項の規定により助成金額を確定したときは、三世代同居支援リフォーム助成金確定通知書により、当該助成金対象者にその旨を通知するものとする。

(助成金の請求及び支払)

第12条 前条第2項に規定する通知書を受けた交付決定者は、三世代同居支援リフォーム助成金請求書により、速やかに市長に請求するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求を受けた日から30日以内に、当該助成金交付対象者に助成金を支払うものとする。

(助成金等の返還)

第13条 市長は、交付決定者が次の各号いずれかに該当することが判明したときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(1) この要綱の規定に違反したとき。

(2) 提出書類に虚偽の事項を記載し、又は助成金の申請に関し、不正な行為があったとき。

(3) 市長が承認する場合を除き、交付決定後1年以内に、リフォームした住宅に三世代同居しなくなったとき。

(様式)

第14条 この要綱の規定により使用する様式は、別に定める。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに行われた第13条に規定する決定に係る事案については、同日後もなおその効力を有する。

《平成27年4月1日・制定》

《平成28年4月1日・一部改正》

《平成29年4月1日・一部改正》

《平成30年4月1日・一部改正》

《平成30年11月1日・一部改正》

《令和3年4月1日・一部改正》

《令和4年4月1日・一部改正》

別表（第2条第6号及び第7号関係）

	No.	リフォームの内容	摘 要
対 象	1	既存住宅の増築、改築、減築工事	建築確認申請の写し及び添付図面が必要
	2	浴室、キッチン、洗面所、トイレのリフォーム	ウォシュレット等温水洗浄便座のみの設置は対象外
	3	機械設備工事（給排水衛生・給湯・換気・ガス設備）	リフォーム対象工事による撤去・移設・取替・新設
	4	電気設備工事	
	5	オール電化住宅工事	
	6	屋根の葺き替え、塗装、防水工事	
	7	外壁の張替えや塗装工事	軒天井、破風板及び鼻隠しも対象
	8	部屋の間仕切りの変更工事	
	9	床材、内壁材及び天井材の張替や塗装等の内装工事	床はフローリング、カーペット等。床暖房（ガスや電気式）工事も対象。内装工事と併せて行う室内カーテン・ブラインドの設置は対象
	10	断熱改修工事（床・壁・窓・天井・屋根）	
	11	ふすま紙、障子紙の張替えや畳の取替え（表替え含む。）	
	12	雨どい等取替えや修理	
	13	建具・開口部の取替えや新設工事	手動及び電動シャッターも対象 窓ガラス、網戸、防犯フィルムの取替え等単独は対象外

	14	造り付け収納家具工事（造作大工工事の伴うもの）	
	15	他の対象工事と併せて行うLED照明に関する節電工事	
一部対象	16	バリアフリー改修工事（手すりの設置、段差解消等）	市で行っている他の助成制度を利用していない部分が対象
	17	耐震改修工事（屋根の軽量化、壁補強、基礎補強等）	木造住宅耐震改修工事費の助成制度を利用していない部分が対象
	18	防音工事（天井・壁・サッシの改修等）	国の住宅防音工事の助成制度を利用していない部分が対象
	19	住宅の解体工事	リフォーム対象工事に関わる解体工事が対象